

## ■第5回策定委員会 小委員会案への検討 次回への課題

### ①第2条 定義

- ・市民の定義
- ・私たちの定義

### ②主語の書き方

- ・「私たち市民は」→「市民は」

### ③第3条 基本理念

- ・「まちづくり」→「自治と協働のまちづくり」としてはどうか（小委員長案）  
※その場合、「自治」の定義も必要ではないか。  
※第3条以降も「自治と協働のまちづくり」に変更する必要があるのでは。

### ④第5条 市民の役割

- ・「市民の権利」と「市民の責務」を「市民の役割」とまとめてしまってよいのか。
- ・第3項「公共の福祉」と「公序良俗」に変わる表現  
※皆が思う行動原理を皆の言葉で書いた方がよいのでは。

### ⑤第6条 市議会の役割

- ・第1項 「市民の目線に立って」という表現を足すか
- ・第1項 「住民」の定義がないがよいのか。「住民」という表現が適切なのか。

### ⑥第9条 地域主体のまちづくり

- ・第2項 「適切な施策を講じます」という表現でよいのか。Ex)支援

### ⑦第10条 地域運営組織

- ・縦系（NPO 関係等）が含まれていないので、第10条に謳いこむのか第11条として書き起こすのか。

### ⑧第11条 総合計画

- ・「地域計画の策定」は盛り込まないのか。

### ⑨第13条 行政評価

- ・行財政すべての評価を「自治基本条例」として謳う、行うことが適切なのか。
- ・小委員会案が事務事業評価を指すのではない&上記を謳うとした場合、適切な表現はないか。

### ⑩第14条 最高規範性

- ・「最高規範性」にかわる表現はないか。  
Ex)最大限尊重する、基本規範、ルール、規則、市訓（家訓）  
※「基本規範」という用語はあるのか。

### ⑪第15条 育む条例（旧：育てる条例）

- ・委員会の設置規定を入れるかどうか。
- ・検証内容を段階ごとに定めた方がよいのでは。Ex)まちづくりを検証→条例を検証